

## 水産動植物を採捕する際の遵守事項

### 1 水産資源保護法に係るもの

#### ◎ 爆発物や有毒物の使用禁止 < 漁業・遊漁とも該当 >

爆発物や有毒物を使用して水産動植物を採捕することが禁止されているとともに、それらに違反した水産動植物を所持し、又は販売することも禁止されています。

(罰則:3年以下の懲役又は200万円以下の罰金又はこれらの併科)

### 2 京都府漁業調整規則に係るもの

#### ◎ アワビの禁止期間と体長制限 < 漁業・遊漁とも該当 >

「あわび」については、9月1日から11月30日までの間は（漁業権侵害に当たらなくても）採捕が禁止されています。

「あわび」については、かく長（貝殻の長い方）10センチメートル以下のものは採捕が禁止されています。なお、違反して採捕したものを所持及び販売することも禁止されています。

(罰則:6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金又はこれらの併科)

#### ◎ うなぎの体長制限 < 漁業・遊漁とも該当 >

「うなぎ」については、全長20センチメートル以下のものは採捕が禁止されています。なお、違反して採捕したものを所持及び販売することも禁止されています。

(罰則:6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金又はこれらの併科)

#### ◎ サザエの体長制限 < 漁業・遊漁とも該当 >

「さざえ」については、へたの直径2センチメートル以下のものは採捕が禁止されています。なお、違反して採捕したものを所持及び販売することも禁止されています。

(罰則:6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金又はこれらの併科)

#### ◎ 久美浜の水道における採捕の禁止 < 漁業・遊漁とも該当 >

久美浜湾の水道においては、水産動植物の採捕が全面禁止されています。

(罰則:6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金又はこれらの併科)

#### ◎ 由良川の河口付近でのアユの採捕制限 < 漁業・遊漁とも該当 >

「あゆ」については、1月1日から4月30日までの間は採捕が禁止されています。由良川の河口中央から半径500メートル以内の区域では、1月1日から5月31日までの期間は「あゆ」の採捕が禁止されています。

(罰則:6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金又はこれらの併科)

### ◎ 漁具・漁法の制限及び禁止 < 漁業・遊漁とも該当 >

水中に電流を通じてする漁法や、発射装置を有するヤス等による採捕を禁止しています。

(発射装置とは、引き金等によりゴム等の反発力を開放し、物を飛ばすものを意味します。)  
(罰則:6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金又はこれらの併科)

### ◎ 非漁民の漁具、漁法の制限 < 遊漁者等が該当 >

遊漁者(漁業者及び漁業従事者以外)は、次に掲げる漁具又は漁法以外では、水産動植物を採捕することはできません。

- ① 竿釣・手釣
- ② たも網・さ手網
- ③ 投網 (船を使用しないものに限る)
- ④ やす・は具 (ただし、ゴム付きのヤスで魚等を刺す場合、刺さった時に手からヤスの柄が離れていれば違反です。)
- ⑤ 徒手採捕

(罰則:科料)

### ◎ トローリング等の禁止 < 遊漁者等が該当 >

遊漁者(漁業者及び漁業従事者以外)は、「竿釣・手釣」で水産動植物を採捕することはできますが、「ひき釣り(トローリング)」については、「竿釣・手釣」以外の1つの漁法と見なされるため、「ひき釣り(トローリング)」によって採捕することは出来ません。

(罰則:科料)

## 3 その他(漁業権及び漁業行使権の侵害)

### ◎ 共同漁業権

共同漁業権が免許されている海域では漁業権の内容となっている水産動植物を採捕したり、漁業の操業を妨げるような行為をした場合には、漁業権者(漁業協同組合)から権利(漁業権)を侵害されたということで訴えられる場合があります。

第1種共同漁業権は定着性の水産動植物(アワビ、サザエ、ハマグリ等の貝類、ワカメ、モズク等の海藻類及びタコ、ナマコ等)についての漁業の権利です。

与謝海(阿蘇海)と久美浜湾は、湖として分類されることもあるなど、通常の海面と違った性格の海であることから、川や湖と同じような漁業権が設定されています。

(漁業権等の侵害に関しては、①妨害排除請求に基づく漁場立入禁止命令、②損害賠償金の支払命令等の民事上の制裁があるほか、被害者からの告訴により、漁業権又は漁業行使権侵害罪として処罰される場合があります。(20万円以下の罰金))

#### 4 京都海区漁業調整委員会指示に係るもの（別紙パンフレット）

○委員会指示は、海区漁業調整委員会が漁業調整上必要と認めたとときに、関係者に対して指示されるものです。

○遊漁者に協力をお願いすべきものとして次のような指示があります。

- ◎ 火光利用釣漁業の操業制限の委員会指示
- ◎ 定置網漁業の保護区域の設定の委員会指示

いか釣り漁業などで、夜間に光力の大きいランプを点灯することは、目的とするイカ類以外の魚の行動にも影響を与え、定置網や他の漁業の漁獲減少に繋がるため、岸からの距離など区域ごとに使用可能な電球の個数が制限されているほか、定置網の漁具から一定の距離内はランプを点灯しての操業が禁止されています。

（⇒ 詳細は別添のとおり。）

委員会指示違反に対する直接の罰則はありませんが、知事命令に違反して委員会指示を遵守しなかったときには、知事命令の違反として処罰される場合があります。

（知事命令違反の罰則：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料。）

#### 5 漁場利用協定（別紙パンフレット）

京都府内には、沿岸漁場整備開発法に規定された「漁場利用協定」があります。

水産資源を守り、漁業と遊漁との間の漁場の紛争を防止するため、漁場毎に遊漁の出来る時間帯などを取り決めていきます。

協定加入団体に所属されている方（京都府漁業協同組合、京都釣船業協同組合、京都府小型船安全協会、マリンレスキュー網野）は協定当事者です。協定を守ってください。また、これら協定に参加されていない方は主旨をご理解の上、ご協力願います。

- ◎ 「テンバクリ、シモグリ、竹グリ、浦島礁、大グリ」における遊漁の出来る時間
- ◎ 「タカグリ、黒崎沖（34海区）」における遊漁禁止期間、遊漁の出来る時間、錨止禁止時間
- ◎ 「白石礁」における遊漁が出来る時間、錨止禁止時間
- ◎ 「蒲入沖（京共第20号）」における錨止禁止時間
- ◎ 「冠島西側定置網周辺海域」における火光を利用した遊漁の出来る期間

漁場利用に関して、漁業者は市場出荷に間に合うように操業を切り上げますので、早い時間帯は漁業で、遅い時間帯は遊漁で漁場を使い分けるような内容になっています。